

# 沿革

## 1. 工学会と土木学会

本会の創立は大正3年(1914)11月24日である。本会の半世紀の流れを述べる前にその前身ともいいうべき日本工学会の動きに目を向けてみる。わが国の工学に関する学会の母体となった工学会は明治12年(1879)の創立である。設立当初の工学会はわが国における工学のあらゆる分野を包含し会員数も年々増加し明治23年5月に、第1回大会を開催したときは1200名を数えるに至った。しかし時勢の進歩、工業の隆盛とともにそれぞれの専門分科別に独立していった。まず最初に明治18年(1885)日本鉱業会が独立、翌19年には造家学会(現日本建築学会)、21年には電気学会、さらに30年(1897)には造船協会と日本機械学会、31年には工業化学会および鉄道協会と相ついで設立されていった。

当時の工学系の専門を7科と見れば上記の6学会のほかに当然土木学会の存在を見なければならない。本学会が大正3年まで独立し得なかったのは工学会において土木関係者が主流をなし、重要な地位を占めていたこと、鉄道協会の設立により相当数の土木技術者がここに参加していたこと、などが理由として考えられよう。

土木学会の設立は後の勧誘の手紙にもみられるように当時の工学界の動きを考えた場合むしろ遅すぎたということができよう。

本会の独立後数年にして工学会はその組織を大幅に変更し、大正11年には個人会員制を廃止して、本会をはじめ、日本鉱業会、日本鉄鋼協会、建築学会、電気学会、火兵学会、煙房冷蔵協会、工業化学会、電信電話学会、機械学会、照明学会の関連12学会の法人もしくは代表者をもって組織されるようになり、その後会員数もかなり増えたが、その当時の形態を維持しながら今日におよんでいる。

## 2. 土木学会の創立

土木学会設立の機運が熟したのは大正3年3月30日、土木学会創立の件につき協議をするため古市公威氏から石黒五十二氏外28氏に書面を発送し、うち17名が4月6日、当時東京市京橋区山城町の工学会へ参集して第1回の協議会を開催したときに始まる。

この日、古市公威氏より土木学会設立の趣旨が述べられ、万場一致をもって学会設立の有志者になることを決議したので、まず大体の方針を協議し、つづいて土木学会設立趣意書および学会定款ならびに同規則の草案を起草するため、岡田竹五郎氏、吉村長策氏、日下部弁二郎氏、古市公威氏、近藤虎五郎氏、近藤仙太郎氏、広井勇氏を特別委員にあげた。特別委員は日をあらためて4月12、17、22日および26日の4回にわたり会合を開き、慎重に研究討議を重ねて草案を作成し、これを5月5日の設立有志者会合に提出した。

この会合には19名が出席し、まず定款を議題に上げ各条項を十分に審議し、草案に修正を加え深夜になってその全部を議了した。さらに5月17日参加者21名を得て再度設立有志者会合を開き、規則および趣意書その他の案件を討議のうえ議了し、なお、下記の方々に対し、この際発起人となって頂きたい旨を勧誘することに決定した。

1. 東京・京都大学土木工学科明治40年以前の卒業生
2. 元札幌農学校土木工学科卒業生
3. 熊本高等工業学校土木工学科卒業生
4. 以上のほか土木学界に顕著なる人

以上で発起人総会に提出すべき案件が全くととのったので5月29日より同31日にわたり前記の決議にもとづいて、土木工学専門家600余名にあててつぎのような創立趣意書と定款および規則の案を添えて発送した。

拝啓 益々御清栄奉大賀候陳者今般同志相謀リ別紙趣意書ノ如ク新ニ土木学会ヲ設立致度候ニ付キ其発起人タルコトヲ御承諾相成候様致度存候尤モ現ニ工学会ノ存在候今日更ニ土木学会ヲ設クルハ如何トノ御説モ可有之ト存候得共御承知ノ如ク同会ハ其目的トスルトコロ工学全般ヲ網羅スルモノニ候ヘ一学科専攻ノ機関トシテハ不適當ナルモノニ有之且ツ工学会ニ於テモ目下其組織ヲ変更シテ通俗的ノモノタラシメントスルノ議アリ旁々以テ土木学会ノ新設ハ刻下適切ノ時期ニシテ寧ロ其設立ノ晚カリシヲ感スル次第ニ有之候間此際奮テ御賛同被下度此段貴意ヲ得候

追テ本会創立総会ニ於テ決定スヘキ本会定款及規則ハ先般來討議ヲ重ネ別紙記載ノ通り立案候ニ付右ニ對シ御意見有之候ハ、總会前ニ於テ取纏メ度候間本月20日迄ニ御申越被下度候

大正3年6月1日

有志者總代

石 黒 五十二 沖野 忠雄 大屋 権平  
野 村 竜太郎 古 市 公威 平井 晴二郎  
仙 石 貢

### 土木学会設立趣意書

泰西諸國ノ工學界ヲ觀ルニ各専門家ハ競フテ斯学ノ研鑽ニ從事シ攷々トシテ倦マス各自研究実験ノ成績ヲ發表討議スルノ機関トシテハ則ハチ学会ヲ興シ刊行物ヲ頒布シ恒ニ斯学ノ進歩發展ヲ愈ラサルヲ期ス斯學現時ノ隆盛ヲ致セル蓋シ偶然ニアサルナリ而シテ我國ニ於テモ現ニ機械、電気、建築等ノ如キ既ニ各専門ノ学会ヲ設立シ研鑽ヲ愈ラサルハ我工業界ノ為メ賛ス可キナリ然ルニ吾人專攻ノ土木学科ニ至リハ学界其人ニ乏シカラス事業亦尠少ナラサルニ抱ハラス今日ニ至ルマテ未タ土木学会ノ設立ヲ見ルヲ得サリシハ誠ニ遺憾ノ極ニシテ亦工學界ノ一大欠点ナラストセス仍テ吾人茲ニ土木学会ヲ設立シ会誌ヲ刊行シ研究討議ノ途ヲ開ラキ汎ク意見ヲ交換シ以テ土木工学ノ進歩及土木事業ノ發達ニ資セン事ヲ期ス

### 土木学会定款案

#### 総 則

第1条 本会ハ土木工学ノ進歩及ヒ土木事業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第2条 本会ハ土木学会ト称シ事務所ヲ東京市京橋区山城町15番地ニ置ク  
事務所ノ位置ノ変更ハ東京市内ニ於テスル場合ニ限リ役員会之ヲ為スコトヲ得

第3条 本会ハ地方ニ支会ヲ設クルコトヲ得

#### 会 員

第4条 次ノ資格ノ一つ有スル者ハ土木学会規則ノ定ム所ニ依リ会員タルコトヲ得

1. 工学専門ノ高等教育ヲ受ケ其程度ニ依リ5箇年乃至10箇年以上其業務ニ從事シタル者
2. 土木工事設計ノ技能ヲ有シ5箇年以上重要ナル工事ヲ担任シタル者

第5条 本会ニ贊助員准員及ヒ学生員ヲ置クコトヲ得其資格及

ヒ権利義務ハ土木学会規則ニ於テ之ヲ定ム

第6条 会員ニシテ本定款若ハ土木学会規則ニ違背シ又ハ本会ノ名誉ヲ汚スノ行為アリト認メラタル者アルトキハ本会ハ役員会ノ議決ヲ經テ之ヲ除名スルコトヲ得  
会 費

第7条 会員ハ土木学会規則ノ定ム所ニ依リ会費ヲ負担ス  
役 員

第8条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

- |          |     |
|----------|-----|
| 1. 会 長   | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 2 名 |
| 3. 常 議 員 |     |

常議員ノ数ハ土木学会規則ニ於テ之ヲ定ム

第9条 本会ニ理事ハ3名トシ會長及ヒ副會長ヲ以テ之ニ充ツ

第10条 役員ハ總会ニ於テ東京市及ヒ其付近在住会員中ヨリ帝國在住員ノ投票ニ依リ之ヲ選挙ス

同数ノ投票ヲ得タル者2人以上アリテ定員ヲ超過スルトキハ年長者ヲ當選トス

第11条 會長ノ任期ハ1箇年トシ重任スルコトヲ得ス

副會長及ヒ常議員ノ任期ハ2箇年トシ毎年其半数ヲ改選ス重任スルコトヲ得ス

第12条 役員ニ臨時欠員ヲ生シタルトキハ役員会ニ於テ之ヲ補選スルコトヲ得

補選セラレタル役員ハ前任者ノ残期間在職スルモノトス

第13条 役員会ハ會長副會長常議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第14条 本定款及ヒ法律ニ於テ特ニ總会ノ權限ニ属セシメル会務ハ總セ役員会ノ議決ヲ經テ理事之ヲ処理ス  
会 計

第15条 本会ハ經費ハ会費寄付金其他ノ収入ヲ以テ支弁ス  
会 合

第16条 本会ハ毎年1回總会ヲ開キ事業及ヒ決算ノ報告ヲ為ス  
ヘシ

第17条 本会ハ土木学会規則ニ臨時總会ヲ開クコトヲ得

第18条 總会ハ役員会ノ議決ヲ經テ理事之ヲ招集ス

第19条 總会ニ於テ出席員4分ノ3以上ノ同意アルトキハ第22条ノ場合ヲ除クノ外予メ通知セサリシ事項ニ就キ決議ヲ為スコトヲ得

第20条 会員ハ自ラ会場ニ出席スルニ非サレハ會議ニ与カリ又ハ表決ヲ為スコトヲ得ス

但シ第10条ノ役員選挙ニ關シテハ投票ヲ送付スルコトヲ得

#### 雜 則

第21条 本定款ノ施行ニ必要ナル事項ハ土木学会規則ヲ以テ之ヲ規定ス

土木学会規則ハ總会ニ於テ之ヲ定ム

第22条 總会ニ於テ全員5分ノ1以上出席シ其4分ノ3以上ノ同意アルトキハ本定款ヲ改正スルコトヲ得

改正案ハ總会招集ノ日ヨリ少クモ15日前ニ之ヲ会員ニ通知スルコトヲ要ス

#### 附 則

第1回ニ選挙セラレタル会長並ニ抽籤ヲ以テ定メタル  
副会長及常議員ノ各半数ノ任期ハ大正5年1月ノ総会  
マテシ副会長及常議員ノ残半数ノ任期ハ大正6年1  
月ノ総会マテス

### 土木学会規則案

- 第1条 会員タラント欲スル者ハ会員2名以上ノ紹介ヲ以テ入  
会希望書ヲ会長ニ差出スヘシ  
前項ノ希望者アリタルトキハ会長ハ之ヲ役員会ノ議ニ  
附シ入会ノ可否ヲ定ム
- 第2条 入会ノ承認ヲ得タル者ハ入会金10円ヲ納付スヘシ  
前項ノ入会金ヲ受領シタルトキハ入会者ノ姓名ヲ会員  
名簿ニ登録ス
- 第3条 退会セント欲スル者ハ其旨ヲ会長ニ申出ヘシ
- 第4条 本会ノ趣旨ヲ賛成シテ一時ニ金200円以上又ハ之ニ相  
当スル物件ヲ寄附スル者ヲ贊助員トス
- 第5条 贊助員タラント欲スル者ハ会員1名以上ノ紹介ヲ以テ  
金額又ハ物件寄附ノ申込書ヲ会長ニ差出スヘシ  
寄附ノ金員又ハ物件ヲ受領シタルトキハ寄附者ノ姓名  
ヲ贊助員名簿ニ登録ス
- 第6条 次ノ資格ノ1ヲ有スル者ハ准員タルコトヲ得  
1. 工学専門ノ高等教育ヲ受ケタル者  
2. 工学ノ知識ヲ有シ3箇年以上土木工事ニ従事シタ  
ル者
- 第7条 准員タラント欲スル者ハ会員2名以上ノ紹介ヲ以テ入  
会希望書ヲ会長ニ差出スヘシ  
入会ノ承認ヲ得タル者ハ入会金5円ヲ納付スヘシ  
前項ノ入会金ヲ受領シタルトキハ入会者ノ姓名ヲ准員  
名簿ニ登録ス
- 第8条 工学ニ志アル者ハ年令満30才ニ達スルマテ学生員タ  
ルコトヲ得
- 第9条 学生員タラント欲スル者ハ会員若ハ准員1名以上ノ紹  
介ヲ以テ入会希望書ヲ会長ニ差出スヘシ  
入会ヲ承認シタルトキハ其姓名ヲ学生員名簿ニ登録ス
- 第10条 質助員准員及び学生員ハ会務ノ議定ヲ除クノ外会員ノ  
権利ヲ享有ス
- 第11条 会員ノ会費ハ年額金12円トシ毎年2月、6月、10月  
ノ3度ニ分納スヘシ  
新ニ入会シタル者ハ月割ヲ以テ会費ヲ納付スヘシ  
一時ニ金100円ヲ納付シタル者ハ以後会費ノ負担ヲ要  
セス
- 第12条 会員6箇月以上会費ノ納付ヲ怠リタルトキハ会長ハ役  
員会ノ議ヲ経テ会員タル特權ノ行使ヲ停止スルコトヲ  
得  
怠納2箇年ニ及フ者ハ定款第6条ニ依リ之ヲ処分スヘ  
シ
- 第13条 退会其他ノ事由ニ依リテ会員ノ資格ヲ失ヒタル者ハ既  
ニ納付シタル会費ノ返還ヲ求メルコトヲ得ス又本会ニ  
対シテ負フタル債務ハ之ヲ弁償スヘシ
- 第14条 准員ノ会費ハ年額金6円トシ毎年2月、6月、10月、

- ノ3度ニ分納スヘシ  
一時ニ金50円ヲ納付シタル者ハ以後会費ノ負担ヲ要  
セス
- 第15条 前条第2項ノ准員カ会員ニ転シタルトキハ其会費ハ年  
額金6円トシ転シタル時ヨリ月割ヲ以テ之ヲ納入スヘ  
シ  
前項ノ会員カ更ニ一時金50円ヲ納付シタル時ハ以後  
会費ノ負担ヲ要セス
- 第16条 学生員ノ会費ハ年額金3円トシ毎年2月、6月、10月、  
ノ3度ニ分納スヘシ  
但月割ヲ以テ毎月納付スルヲ妨ケス
- 第17条 会長ハ本会ノ事務ヲ總理シ總会及ヒ役員会ノ議長トナ  
ル  
副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其職務ヲ代  
理ス
- 第18条 定款第8条ノ常議員ノ定員ハ8名トス
- 第19条 本会ニ次ノ職員ヲ置ク  
1. 主 事 2名  
2. 編集委員 5名
- 第20条 主事ハ庶務、会計及ヒ会誌刊行ノ事務ヲ掌ル
- 第21条 編集委員ハ会誌原稿選定ノ事務ヲ掌ル
- 第22条 役員及ヒ職員ハ總テ名譽職トス
- 第23条 職員ハ役員会ニ於テ会員中ヨリ推選セラレタル者ニシ  
テ其任期ハ1箇年トス  
但シ再選セラレルコトヲ得
- 第24条 会長ハ有給事務員若干名ヲ任用スルコトヲ得
- 第25条 会長ハ毎年11月ニ於テ翌年1月ヨリ12月ニ至ル1箇  
年収支予算ヲ調製シ役員会ノ承認ヲ経ヘシ
- 第26条 会長ハ毎年1月ニ於テ前年中ノ収支決算財産債権及ヒ  
債務ノ状況ヲ調査シ役員会ノ承認ヲ経テ同月ノ総会ニ  
報告スヘシ
- 第27条 予算費目内ノ支出ハ会長之ヲ専行スルコトヲ得  
予算費目ノ流用ハ役員会ノ議決ヲ経ルヲ要ス
- 第28条 会長ハ常用雜費ノ支払ノ為メ役員会ノ定ムル所ニ依リ  
主任者ニ現金前渡ヲ為スコトヲ得
- 第29条 総会ハ毎年1月之ヲ開ク  
総会ニ於テハ会長講演ヲ為ス
- 第30条 臨時総会ハ役員会カ必要ト認ムルトキ又ハ全会員10  
分ノ1以上ノ請求アルトキ之ヲ開ク
- 第31条 役員会ハ役員半数以上出席スルニ非サレハ議決ヲ為ス  
コトヲ得ス
- 第32条 総会及ヒ役員会ノ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ可否同數  
ナルトキハ議長之ヲ決ス
- 第33条 本会ハ毎年3回以上講演会ヲ開キ毎年6回以上会誌ヲ  
発行ス
- 第34条 本会ハ土木工学又ハ土木事業ニ就テ特ニ功勞アル者ニ  
対シ役員会ノ議決ヲ経テ之ヲ旌表スルコトアルヘシ
- 第35条 定款第6条並本則第1条第2項及ヒ第3条ノ規定ハ贊  
助員、准員及び学生員ニ本則第11条第2項第12条及  
第13条ノ規定ハ准員及ヒ学生員ニ之ヲ準用ス

第36条 支会ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第37条 総会ニ於テ全員 10 分ノ 1 以上出席シ其 4 分ノ 3 以上ノ同意アルトキハ本規則ヲ改正スルコトヲ得  
但シ改正案ハ総会招集ノ日ヨリ少クモ 15 日以前ニ之ヲ全員ニ通知スルコトヲ要ス

#### 附 助

第1回ノ職員ノ任期ハ大正 5 年 1 月マテトス

×            ×            ×

この勧誘に対して発起人になることを承認した方々は 380 余名であった。そこで創立総会開催に処する各種の案を協議するため大正 3 年 6 月 21 日設立有志者の会合を開き 14 名の出席を得、つぎのことが協議された。

1. 本会設立の認可をうるに必要な手段を探すこと
2. 上記の都合により創立総会の期日を定むること
3. 創立総会の場所及び形式等は委員に一任すること
4. 発起人の寄付金は随意とすること

大正 3 年 8 月 10 日、各発起人に対して有志者総代石黒五十二氏外 6 名の名儀をもって発起人総会開催の通知が送られ、大正 3 年 9 月 15 日京橋区築地精養軒において発起人総会を開催した。この日は古市公威氏が座長となり、定款および規則案作成の経緯について説明があり、いずれも原案どおり可決した。ついで役員の選挙を行ない投票総数 128 をもって開票の結果つぎの諸氏が当選した。

会長 古市 公威

副会長 沖野 忠雄 副会長 野村 竜太郎

常議員 古川阪次郎 常議員 中山 秀三郎

同 白石 直治 同 日下部允二郎

同 仙石 貢 同 近藤 虎五郎

同 石黒五十二 同 広井 勇

これらの役員は 9 月 22 日に役員会を開き、つぎの職員（現在の委員）を推せんしている。当時の職員は編集関係者が占めていたことは 1 卷 1 号の刊行を間近にひかえて早急に土木学会誌の刊行の準備にとりかかったためと思われる。

主事 名井 九介 主事 生野 団六

編集委員長 柴田 雅作

編集委員 宮川 清 編集委員 岡野 昇

同 吉村 恵吉 同 直木倫太郎

当時、これらの関係者はきわめてひんぱんに会合を重ね、着々と土木学会の基礎固めに努力したことが伺われる。9 月 30 日、古市会長、沖野・野村両副会長ら 3 人の連名をもって東京府知事を経由して文部大臣あて法人設立を願い出、同 11 月 24 日付をもって文部大臣から社団法人土木学会設立の件が許可され 12 月 9 日東京区裁判所において法人設立登記をすませ、ここに正式に土

木学会の創立を見たわけである。土木学会創立の機運が熟した 3 月以来 8 カ月の単期間で社団法人土木学会が誕生した陰には古市初代会長をはじめ関係者のなみなみならない努力があった。この間の動きについては土木学会誌第 1 卷第 1 号に詳細に記述されている。

### 3. 創立後の経過

創立当時の定款第 1 条に「本会は土木工学の進歩および土木事業の発達を図るをもって目的とす」と記述されているように本会は創立後 50 年間常にこの目的に向かって進んできた。創立間もない大正 4 年 2 月には土木学会誌第 1 卷第 1 号が刊行されたのをはじめ、今日まで創立当初の精神をうけつぎ、多くの困難にぶつかりながらも土木技術者の集団として、あるときは社会の要望に応え、またあるときは社会に働きかけるなどして成長してきた。創立当初は会員もわずか 443 名であったものが今日では 19 000 名と比喩的に増え、なお年々増加の傾向をたどっている。また、機関誌である土木学会誌も創立当時は隔月刊であったものが現在では月刊誌となり、内容も充実し、多くの会員の期待を満足すべく着々と改善されつつある。このほか 29 年 4 月からは会誌とは別に論文集が定期的に刊行されるようになり、これもまた 37 年 4 月から月刊となった。時代の進展に即応して、土木工学、土木技術の発展は基礎研究の充実とともに、一部にはそれぞれ専門分野への分化の傾向もみられるが、本会の常置委員会は後述のように非常に多く、各所からの委託研究をはじめ、大学土木教育委員会、高校教育委員会など、本会でなければできない新しい委員会もつぎつぎと設置され、常置委員会、委託研究委員会とも委員会は今後も増加の傾向にある。そのほか、委員会の調査検討を得た示方書をはじめとする各種の出版物、講演会・シンポジウムの開催、関連他部門との協力、海外との交流、国際会議への積極的な参加など多くの事業を行なっている。これらの経費をまかなうためには会員の増加をはじめ、出版、広告収入などの増大をはかり健全な財政を維持するよう努力している。

### 4. 事務所

本会の事務所は創立当時は東京市京橋区山城町 15 番地の工学会事務所内に置かれた。その後つぎのような変遷を経て現在は昭和 29 年の創立 40 周年記念に建設された独立の建物に 32 年 3 月に移転した。そして 50

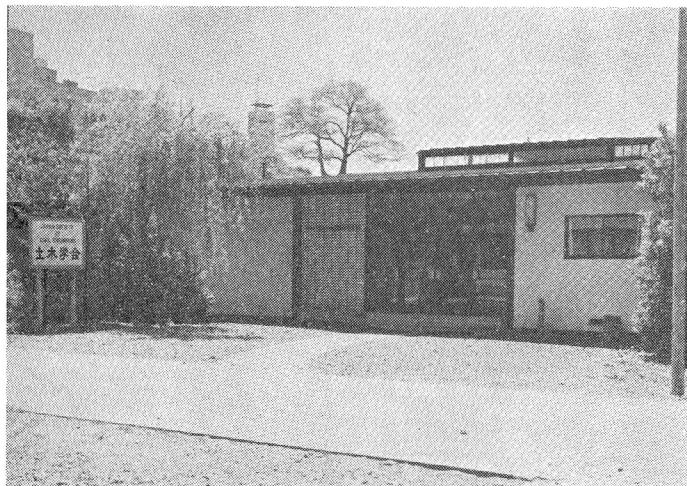
周年を迎えた今日では 50 周年記念事業として土木図書館の建設も終え、現事務所の一部改装が行なわれている。

#### 事務所の変せん

大正 3 年 11 月	東京市京橋区山城町 15 番地 工学会事務所内に置く。
大正 5 年 3 月 1 日	東京市麹町区有楽町 1 丁目 1 番地 帝国鉄道協会内に移る。
昭和 2 年 4 月 22 日	東京市麹町区永楽町 1 丁目 1 番地 丸ビル内に移る。
昭和 3 年 7 月 25 日	東京市麹町区八洲町 1 丁目 1 番地 時事ビルに移る。
昭和 6 年 8 月 2 日	東京市麹町区丸ノ内 1 丁目 6 番地ノ 1 海上ビルに移る。

昭和 9 年 7 月 29 日	東京市麹町区丸ノ内 3 丁目 6 番地 ユニオン館に移転。
昭和 18 年	戦時中一時三軒茶屋に疎開し、戦後ユ ニオン館に復帰したが間もなく連合軍 の接収により明渡し。
昭和 21 年 6 月 15 日	東京市京橋区新川 2 の 12 鹿島建設 KK の 1, 2 階を無料借用。 当時の副会長の尽力により鉄道博物館 跡であった千代田区大手町 2 の 4 の国 鉄用地を借用し建設に着手。
昭和 23 年	東京市千代田区大手町 2 の 4 に移転。
昭和 24 年 4 月 13 日	東京都千代田区大手町 2 の 4 に増築の上 増築し事務室を拡築。
昭和 26 年 12 月	東京都新宿区四谷一丁目現在地に移 転。
昭和 32 年 3 月 31 日	東京都新宿区四谷一丁目現在地に移 転。

現在の事務所の正面全景



故 工学博士 古 市 公 威 氏 筆 蹟

(古市初代会長が生野主事にあてた書簡)

